

草津市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正について

◆概要

平成 9 年度に「草津市男女共同参画推進本部設置要綱」により、草津市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置し、本市における男女共同参画推進計画の取組および男女共同参画社会の実現に向けて、関連する施策を総合的に企画調整し、推進してきました。

現在、本部長は所管副市長、副本部長は総合政策部長、幹事会は関係課の課長級等で構成していますが、男女共同参画社会の実現においては、全庁的に男女共同参画の視点に立ち有機的に連携しながら市全体で取り組むことが必要であり、その推進力を一層強化していくため、副本部長の改編、幹事会の構成員を変更するものです。

◆主な変更点

項目		現行	改正後
本部 会 議	本部長	所管副市長（辻川副市長）	所管副市長（辻川副市長）
	副本部長	総合政策部長	所管外副市長および教育長
幹 事 会	会長	男女共同参画センター所長	総合政策部副部長（総括）
	幹事	関係部署の課長級～係長級で選考	総括副部長会議の構成員
研究部会 （ワーキング グループ）		本部に調査研究機関として ワーキンググループを置くことが できる。	削除

①全庁的に男女共同参画の視点に立ち有機的に連携しながら市全体で取り組むため、男女共同参画推進本部の本部長は所管副市長を、副本部長は所管外の副市長および教育長とする。

②現行では、幹事会（課長級）で意見を聞き、本部会議（部長級）に図り、計画策定時のみ総括副部長会議へ付議を行っているが、他の本部会議との整合性を図り、幹事会を総括副部長会議のメンバーとする。

③ワーキンググループについては平成 18 年度以降開催されておらず、今後開催の予定がないことから削除する。